

令和4年 10 月
内閣府 規制改革推進室 提出資料

規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)(抄)

Ⅱ 実施事項

5. 個別分野の取組

<スタートアップ・イノベーション>

(1)スタートアップに関する規制・制度見直し

6. 海外人材の活躍に資する制度見直し

a 法務省、経済産業省及び内閣府は、外国人による創業活動を支援するため、外国人起業活動促進事業の期間内に起業に至らなかった外国人に対し、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の活用により、更に最長6か月間の創業活動を認めることができるよう、令和4年度中に所要の措置を講ずる。

【令和4年度措置】(所管府省:内閣府、法務省、経済産業省)

b 法人設立手続における英語対応については、法務省によるこれまでの自動翻訳システム整備の検討などを踏まえつつ、法人設立関連手続の申請ガイド、書式見本等(記載例、様式)の周知、厚生労働省による社会保険・労働保険手続のガイドの周知の取組や、英語対応可能な社会保険労務士の業務代行が一層推進されるような環境整備などについて、引き続き、内閣府(対日直接投資推進室)は、対日直接投資推進会議においてフォローアップを行う。

【継続的に措置】(所管府省:内閣府、法務省、厚生労働省)

No. 22. スタートアップ拠点形成に向けた外国人起業家の在留資格取得要件の緩和

<要望内容・要望理由>

日本が世界有数のスタートアップ拠点を形成するためには、優れた外国人起業家を積極的に誘致することが欠かせない。とりわけ日本の大学・大学院の研究成果等を事業化する予定であったり、日本のプライム上場企業より一定の出資を受けているなど有望な外国人起業家については、優遇措置を設けることで、起業・成長しやすい環境を提供することが有効である。

現行制度下で外国人が日本で起業するには、在留資格「経営・管理」の取得が必要であり、その要件として、①国内に申請する事業経営のための事業所が存在すること、②その経営・管理に従事する者以外に、日本に居住する2人以上の常勤職員が従事すること、③資本金の額又は出資の総額が500万円以上であることなどが求められている。また、実際の起業に先立つ起業準備期間については、経済産業省の外国人起業活動促進事業のもと、在留資格「特定活動」の取得が可能となっており、対象地方公共団体の承認を受けることなどが要件に定められている。

しかし、スタートアップの多数を占めるIT関連事業においては、開発やサービス提供においてオフィスに常駐する必要性が乏しく、①の事業所要件は実態に即していない。こうした状況から、国家戦略特別区域においてはコワーキングスペースを事業所とみなす規制の特例措置を設けているが、活用地方公共団体は福岡市、仙台市、京都府に限られている。上記要件③の資本金についても、多くの日本人によるスタートアップの設立時資本金が500万円を下回

っているなかで、有望な外国人起業家に過度な負担を強いている状況にある。

また、経済産業省の外国人起業活動促進事業については、起業準備に該当する事前市場現地調査や法人設立手続等を除く活動が認められない。そのため、来日する外国人起業家は、資本金 500 万円に加え準備活動中の生活・活動資金を入国までに用意する必要がある。仮に起業準備期間中に生活資金が不足した場合でも、一時的な通訳・翻訳業務等により生活資金を取得することはできず、融資や第三者からの資金提供等を受けられない場合には帰国を迫られることになる。

そこで、経済産業省が選定する「J-Startup 地域版企業」に選ばれていること、あるいは日本の大学・大学院と事業提携を行っていること、プライム上場企業より一定の出資を受けていることのいずれかを要件として、①国家戦略特区と同様にコワーキングスペースを事業所とみなす要件緩和、②最低資本金 500 万円から 300 万円への引き下げ、③外国人起業活動促進事業における起業準備期間の資格外活動(週 28 時間以内の就労)の容認、を行うべきである。

これにより、より多くの有望な外国人起業家が日本で活躍可能となり、日本のスタートアップ振興に資する。

<根拠法令等>

- ・ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動)
- ・ 経済産業省「外国人起業活動促進事業に関する告示」
- ・ 出入国管理及び難民認定法第 19 条
- ・ 出入国管理及び難民認定法施行規則第 19 条